

敬老祝いに肖像画の贈呈・敬老イベントを開催



9月19日敬老の日、長寿のお祝いとして、市内在住の2人に肖像画家、篠田 草風氏が描いた肖像画を贈りました。2人からは「こんな立派な肖像画をいただけるなんて光栄です」と喜びの感想が寄せられました。また、9月20日、10月11日には市内の介護事業所で敬老会を開催しました。今年は市内の中華料理店「萬万亭」の鈴木料理長をお招きし、栗炒飯やなまず春巻き、ごま団子などを料理していただき、普段小食気味の方もお替わりをするほど大好評でした。

災害に備えて



10月1日、被災時に駆け付けてくださるボランティアの受け入れの拠点となる「災害ボランティアセンター」の設置運営訓練を市社会福祉協議会や関係団体と共同で実施しました。

秋の稲刈り体験



10月4日、北谷小学校5年生73人が、5月に植えた稲を収穫するため、稲刈り体験をしました。コンバインでデモンストレーションを行った後に鎌で稲刈りを行いました。子どもたちにとって貴重な体験となりました。

男女共同参画コラム②

カラフル

“あなたらしい”を築く、“あたらしい”社会へ

問合せ：市民参加推進課

☎982・9685

FAX 981・5392

暴力によって支配するDV

DV(ドメスティック・バイオレンスの略)は、配偶者や内縁関係など親密な関係にある(過去にあった)パートナーからの暴力をいいます。相手を支配するための一方的な暴力であり、対等な立場での夫婦げんかなどは性質が異なります。女性の4人に1人、男性の5人に1人はDVの被害を受けたことがあり、女性の10人に1人は繰り返し暴力を受けています。

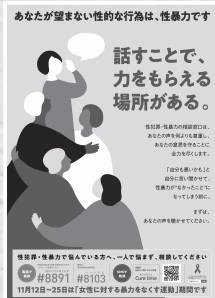
被害者に多い女性に対する暴力の根底には、女性の人権の軽視があると言われています。DVは「身体的暴力」だけでなく、無視する、友人などとの付き合いを制限するなどの「精神的暴力」、生活費を渡さない、働かないなどの「経済的暴力」、嫌がっても性行為を強要したり、避妊に協力しない「性的暴力」があります。また、子どもの面前で行われる暴力は、「面前DV」と言い、子どもの心理的虐待にあたります。

ひとりで悩まないで

DVは重大な人権侵害です。「おかしいな」と思ったら相談したり、周囲の人から相談することを促しましょう。

●吉川市配偶者暴力相談支援センター
☎982・9685 平日午前9時～午後5時
☎回線は女性の専門相談員が応じます。

●男性のための電話相談(埼玉県)
☎048・601・2175 毎月第1・第3回
午前11時～午後3時
男性の臨床心理士が応じます。
DVのほか男性全般の相談に応じます。



11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動期間」です